

天平四年節度使再考：対外関係と奈良朝軍事制度の性格をめぐって

小田切, 敏雄 / ODAGIRI, Toshio

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

70

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

24

(発行年 / Year)

2008-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011566>

天平四年節度使再考

——対外関係と奈良朝軍事制度の性格をめぐって——

小田切敏雄

はじめに

本稿は天平期という日本史上でも稀有の国際色濃厚な時代を背景に、靈龜二（七一一）年八月任命の第九次遣唐使（遣唐使の次数は東野治之氏「遣唐使船」〈朝日選書、一九九九年〉によった）によってもたらされ、天平四（七三二）年八月に東海東山二道、山陰道、西海道に設置された節度使について『統日本紀』（以下「統紀」）と天平六（七三四）年「出雲国計会帳」（『大日本古文書』一卷一五六頁、以下「計会帳」）を主要な材料として、再検討を加えるものである。

律令制が爛熟期に達したといわれる天平期に初めて『統紀』に現れる節度使は、唐の律令軍制において折衝府によ

る府兵制が崩壊し、辺境防衛体制を担う節度使に由来している。周知のように唐における節度使は安史の乱後は内地にもおかれ、軍事権のみならず民政権、財政権も握り藩鎮として自立していった。天平四年節度使は名称こそ唐から受け継いだものの、目的、制度の運用、設置後の発展とおよそ異なる天平期独特のものであった。その設置理由と目的については、「計会帳」にある節度使符の検討から「対内的の関係よりも、対外的の関係において新しく考究せらるべき」と指摘された昭和七（一九三二）年の坂本太郎氏の論考¹⁾以来、八世紀の日本を取り巻く東アジアとの対外的関係、なかならず対新羅との緊張関係に求めることが通説とな²⁾っている。

その根拠として『三国史記』新羅本紀第八 聖徳王三十

(七三二)年に「日本国兵船三百艘、越海襲我東辺。王命將出兵、大破之」と日本国兵船三百艘が新羅東辺を襲い、これを新羅王が出兵して大いに破ったという記事であり、もう一つは『旧唐書』が伝えるところの、天平四年節度使設置の年である唐の開元二十(七三二)(天平四)年、唐山東半島で展開された唐と渤海の戦争が挙げられる。ともに『統紀』に記述はないものであるが、日本を圍繞する八世紀前半の東アジアの緊張を伝える史料である。かくして天平四年節度使の設置目的は新羅、渤海、唐の東アジアの緊張関係という対外的契機に求められ、律令軍制や「長屋王の変」以降の国内政治の視点からの論考は、管見のかぎり十分なされていない⁴⁾。本稿は天平四年節度使を律令軍団制の弛緩・弱体化に対する強化・再構築と藤四子体制の成立という国内の視点から再考し、併せて天平宝字五年節度使との比較をも試みようとするものである。

一 長屋王の変後の国内政治と天平四年節度使

天平元(七二九)年二月の長屋王の変後、大納言多治比真人池守、同大伴旅人の薨去をへて天平三(七三一)年八月、諸司主典以上の三百九十六人が表を奉り、彼等の推薦によって六人が参議(正官)に抜擢された。式部卿・従三

位の藤原朝臣宇合、民部卿・従三位の多治比真人暁守、兵部卿・従三位の藤原朝臣麻呂、大藏卿・正四位上の鈴鹿王、左大弁・正四位下の葛城王、右大弁・正四位下の大伴宿禰道足である。藤四子は、長男武智麻呂が政界首座の大納言(天平六(七三四)年正月右大臣)、二男房前が参議・中務卿・中衛大将に加えて三男宇合が参議式部卿、四男麻呂が参議兵部卿となり、ここに藤四子主導体制が確立され、「天平三年八月政権」ともい得る新政権が発足した。この政権では藤四子のうち式部卿宇合と兵部卿麻呂が文武官人の人事を握っていたことが注目される。

畿内大惣管・副惣管、諸道鎮撫使の任命(天平三(七三二)年十一月)、新羅使の来朝三年一度を許し(天平四(七三三)年五月)、遣唐使・多治比広成の任命と東海東山道、山陰道、西海道の節度使(同年八月)の内外諸施策はこの天平三(七三一)年八月発足した「天平三年八月政権」下で矢継ぎ早に出されたものである。すなわち天平四年節度使は対外関係を意識して単独で設置されたのではなく、藤四子政権下における一連の政治改革の一環として設置されたものである。

(1) 詔曰。京及諸国多有盜賊。或捉人家劫掠。或在海中侵奪。蠹害百姓莫甚於此。宜令所在

官司。嚴加捉搦。必使擒獲。又安芸周防国人等妄說禍福。多人衆。妖祠死魂。云有レ所祈。又近京左側山原。聚集多人。妖言惑衆。多則萬人。少乃数千。如此徒深違憲法。若更因循為害滋甚。自今以後。勿使更然。又造陸多捕禽獸者。先朝禁斷。擅發兵馬人衆者。當今不聽。而諸国仍作陸籬。擅發人兵。殺害猪鹿。計無頭數。非直多害生命。實亦違犯章程。宜頒諸道並頒禁斷。

〔統紀〕天平二（七三〇）年九月庚辰条

(2) 以從四位上多治比真人広成為遣唐大使。從五位下中臣朝臣名代為副使。判官四人。録事四人。正三位藤原朝臣房前為東海東山二道節度使。從三位多治比真人県守為山陰道節度使。從三位藤原朝臣宇合為西海道節度使。道別判官四人。主典四人。醫師一人。陰陽師一人。

〔統紀〕天平四（七三二）年八月丁亥条

(3) 勅。東海東山二道及山陰道等国兵器牛馬並不得売与他処。一切禁斷勿令出界。其常進公牧繫飼牛馬者。不在禁限。但西海道依恒法。又節度使所管諸国軍団募釜有欠者。割取今年應入京官物。充價速令填備。又四道兵士者。依令差点

天平四年節度使再考（小田切）

滿四分之一。其兵器者脩理旧物。仍造勝載。百石已上船。又量便宜造粉焼塩。又筑紫兵士課役並免。其白丁者免調輸庸。年限遠近聽勅処分。又使已下廉人已上並令佩劍。其国人習得入三色。博士者以生徒多少為三等。上等給田一町五段。中等一町。下等五段。兵士者每月一試。得上等入賜庸綿二屯。中等一屯。

〔統紀〕天平四（七三二）年八月壬辰条

畿内大惣管・副惣管、諸道鎮撫使・節度使は（1）の天平二（七三〇）年九月庚辰の詔に対応した一連の施策とみることが出来る。すなわち詔にいう、妖しげな説教で人を惑わし、多い時は一万人、少ない時でも数千人が集まるという「妖言対策」として、畿内大惣管に天武皇子で皇族の重鎮の一品新田部親王、副惣管に從三位藤原宇合を充てた。また安芸、周防両国で禍福を教え説いて死者の靈魂をまつり祈禱する者の対策として從三位多治比真人守を山陽道鎮撫使とした。さらに從三位藤原麻呂を山陰道鎮撫使、正四位下大伴道足を南海道鎮撫使に任じている（〔統紀〕天平三（七三一）年十一月丁卯条）。宇合、県守、麻呂、道足はすべて「天平三年八月政權」で新たに拔擢されて参議となった人々たちである。

さらに(1)では、捕獲用の施設を作つて鳥獸を捕まえることは過去の天皇の代から禁断され、許可なく兵馬や人々を徵発することは許されていないのに檻や垣根を作り、勝手に人や兵士を徵発して猪や鹿を捕らえ殺す人がいるので二つとも禁断する旨を告げている。ここから天平二(七三〇)年九月段階で、兵馬の徵発が混乱しており、その統制の必要性が急務であることが分かる。

畿内大惣管・副惣管、鎮撫使の職掌や組織は続いて天平三(七三二)年十一月癸酉条で定めたが、『統紀』には、畿内大惣管・副惣管、鎮撫使についての改廢も人事關係を含めた記事も全くないままに「天平三年八月政權」発足後一年にして、(2)の天平四(七三三)年八月丁亥条の天平四年節度使を任ずる記事となるのである。

その人事は東海東山二道節度使に正三位藤原房前、山陰道節度使は従三位多治比呂守、西海道節度使は従三位藤原宇合である。すでに泉守は山陽道鎮撫使に任ぜられ、宇合も副惣管に任ぜられているのであるが、兩人ともに節度使との兼任等關係する記事は全くなく、山陽道鎮撫使や副惣管の職掌が天平四年節度使のそれと一連のものであることをうかがわせる。

天平四年節度使に関連する事項を規定したのが(3)の

『統紀』天平四(七三三)年八月壬辰条で、天平四年節度使が任命された東海東山二道、山陰道、西海道に限定されていることから令外官たる天平四年節度使の職務を定めたものとみられる。

その内容をまとめてみると、(一)東海東山二道、山陰道諸国の兵器・牛馬は他所に売り与えてはならない、国界から出させてはならない、(二)牧につないで飼っている牛馬で国家に進上するものは禁止の範圍にはない。西海道についてはいつもの法によれ、(三)節度使管轄の諸国の天幕、釜が不足する場合は今年中に京に進上すべき官物の一部を留保しその代金にあてて速やかに補充せよ、(四)四道(東海東山・山陰・西海)の兵士は令(軍防令か)によつて徵発し四分の一を満たすようにする、(五)兵器は旧物を修理せよ。百石以上の積載可能な船を作れ、(六)粗米を造り、塩を焼け、(七)筑紫(西海道諸国か)の兵士は課役を免ずる。また白丁は調を免じて庸を納めさせる、(八)節度使、僱人以上に帯剣させる、(九)四道の人には学問か武芸を習得して次の三種類に入ることができる。博士上等は田一町五段、中等は一町、下等に五段を支給、兵士は毎月一回武芸の試験を行い、上等を得た人には庸綿二屯、中等には一屯を賜うの九項目である。

以上は天平四年節度使の任命に伴つての軍事政策の基本事項を定めたものであろう。(一)で兵器と牛馬を統制し、(三)で軍団の募釜補充を命じ、(四)の兵士については「依_レ令差点満四分之一」とある。これは軍防令3「兵士簡点条」で規定する「同戸之内。毎_三丁取_一丁」ではなく、持統三(六八九)年閏八月詔にある「其兵士者。毎_於一國四分而点其_一令_レ習武事」(『日本書紀』持統三(六八九)年閏八月辛亥朔庚申条)に拠つたものとみられる。(七)の筑紫(西海道諸國)兵士の課役免とともに兵士の負担の軽減である。(九)では四道の人に武芸だけでなく学問の習得も勧めている。以上の諸点を合わせ考えると、天平四(七三二)年八月壬辰条の勅は天平四年節度使任命を契機に、軍団の武器の整備、兵士の負担減等軍団の手直しを目指しており、節度使の攻撃的側面や非常時下での「臨戦態勢」的要素は見いだせない。

二 律令軍団制の弱体化

天平四年節度使の設置にいたる律令国家の国内事情を『統紀』の記事から探ってみる。

(4) 勅_三諸国朝集使_一曰。天下百姓。多背_レ本貫。
流_三宕他郷_一。規_レ避課役_一。其浮浪逗留。經_三三月_一以

天平四年節度使再考(小出切)

上_レ者。即_レ土断輸庸調。隨_三当国法_一。

(『統紀』靈龜元(七一五)年五月辛巳朔条)

(5) 詔曰。卒_三土百姓_一。浮浪四方。規_レ避課役。遂仕_三王臣_一。或望_レ資人。或求_レ得度。王臣不_レ經_三本属_一。私自駢使。囑_三諸国郡_一。遂成_レ其志。因_レ茲。流_三宕天下_一。不_レ歸_三郷里_一。若有_レ斯輩。輒私容止者。揆_レ状科罪。並如_レ律令。

(『統紀』養老元(七一七)年五月丙辰条)

(4)と(5)の『統紀』の二つの記事はともに百姓の浮浪・逃亡の対策である。軍防令3「兵士簡点条」が規定するように、律令軍制は一般農民を簡点して軍団に編入することで成り立っており、百姓が本貫から浮浪・逃亡することは兵士の徵発が困難となり、それはとりもなおさず軍団兵士制の弱体化を意味する。

元正天皇が即位した靈龜元(七一五)年、郷里制を施行した(養老元年(七一七)とする説もある)。里を郷に改め、郷を二、三の里に分けるこの新たな地方制度は、戸内に派生形勢されてきた小家族を房戸として再掌握して、地方における直接支配の徹底を図つたもので、かかる浮浪・逃亡に対応した新たな百姓の再編と個別人身支配の徹底と理解される。

靈亀元（七二五）年、（4）に引き続いて出された五月甲午の詔に「又五兵之用。自_レ古尚矣。服_レ強懷_レ柔。咸因_二武徳_一。今六道諸国。營_レ造器仗。不_レ甚牢固。臨_レ事何用。自_レ今以後。毎年貢_レ様。巡察使出日。細為_二校勘_一焉」

〔統紀〕靈亀元（七二五）年五月甲午条）とある。「六道諸国で營造する五種の兵器はしっかりしたものではないので、いざという時にどうして用いることが出来ようか」と兵器の不良を指摘し、巡察使が出向いたときに毎年製作した兵器の見本と比べあわせて調べよと命じている。

節度使を将来した第九次遣唐使は、かような浮浪・逃亡による軍団兵士制の弱体化、兵器装備の充実という律令軍制の建て直しという当面する課題を負って渡唐したのである。第九次遣唐使以後も農民を兵士として徴発することはさらに困難になっていったようで、不比等最晩年の養老三（七一九）年十月にいたって「減_二定京畿及七道諸国軍團并大小毅兵士等数_一。有_レ差。但志摩。若狭。淡路三国兵士並停」〔統紀〕養老三（七一九）年十月戊戌条）とみえるように、軍団と大小毅と兵士の数を地域に応じて減らし、志摩・若狭・淡路では兵士を停止しているのである。

唐から節度使制を将来した遣唐押使の多治比原守は山陰道節度使に、副使の藤原馬養（字合）は西海道節度使と

なって、律令軍団制の再建・強化にのりだすのである。

三 「計会帳」が語る天平四年節度使

（3）とともに天平四年節度使の活動を知るものとして、「計会帳」がある。周知のように「計会帳」は天平五（七三三）年八月一日から天平六（七三四）年七月末日までの間に出雲国が受授し、同国を通過した公文書を記録した文書である。そのうち「節度使符」は三十二条、「解、節度使解文」十五条、「移部所収節度使関係史料」から節度使の職掌を探り、なぜ天平四（七三三）年八月から天平六（七三四）年四月の時期に節度使が設置され、「統紀」天平六（七三四）年四月壬子条の「諸道節度使事既訖。於是令_二国司主典已上掌_レ知其事_一」の記事がいうところの節度使から国司主典以上の官人が引き継いだ「事」とは何であったのかを唐、新羅、渤海の東アジア世界との関係を視野に入れて検討してみたい。

「計会帳」の「節度使符」、「解、節度使解文」、「移部所収節度使関係史料」から原田論氏の分類を参考に、天平四年節度使の活動を知る手がかりとなる文書を分類する。

（1）「弩」：1「為教習造弩追工匠一人状」、2「預採枯弩材状」、3「造弩生大石村主大國附前様却還本

郷状」、4「要地六処儲置弩并応置幕料布状」(以上は節度使符)、5「参向造弩生大石村主大國等合二人事右、即附大國申送、」(解、節度使解文)

(2)「幕」：6「応造幕料布充価調短絹状」、7「要地六処儲置弩并応置幕料布状」(以上は節度使符)

8「移節度使符老道」(「國別応備幕状」(移部所収節度使關係史料)

(3)「綿甲」：9「応造綿甲料布応酬調狭絶并応用綿状」(節度使符)

(4)「箭と礮」：10「応運篋并礮状」(節度使符)

(5)「鉦」：11「送山陰道四國鉦并封函状」、12「鉦

五面状」(以上は節度使符) 13「移式道(一鉦漆面並以猓皮裹状 一節度使下山陰道状)」(移部所収節度使關係史料)

關係史料)

(6)「兵器の修理等」：14「申送公文肆卷式紙(修

理古兵帳一卷 新造兵器帳一卷 調庸新用帳一卷 軍

殺譜第帳一卷 擬軍殺□一紙 差介正六位上勲十二等

巨勢朝臣首名□参状一紙)、15「進送兵器帳伍卷(修

理旧兵帳一卷 新造兵器帳一卷 調庸帳一卷 儲士歴

名帳一卷 兵馬帳一卷) 右、件公文卷軸、附駄申

送、」(以上は解、節度使解文)

天平四年節度使再考(小田切)

(7)「烽の設置」：16「出雲隱伎二國応置烽状」、17

「置烽期日辰放烽試互告知隱伎相共試状」、18「出雲

國与隱伎國応置烽状」(以上は節度使符)、19「出雲与

神門式郡置烽三処申送事」(解、節度使解文)、20「移

節度使下符老道(「応置烽状」(移部所収節度使關係史

料)

(8)「烽の試験」：21「置烽期日辰放烽試互告知隱

伎相共試状」(節度使符)

(9)「兵士の試練等」：22「熊谷团兵士紀打原直忍

熊意宇团兵士蝮部臣稻主步射馬槍試練定却還状」、23

「馬射博士少初位下城部惣智給伝馬免遣状」(以上は

節度使符)

(10)「新兵の差点等」：24「擬軍殺并軍殺等定考第

及応徴差加兵士庸状」、25「応免今点兵士庸事等参条

状」(以上は節度使符)、26「請今点兵士応取庸并遭水

旱之災過於輪備調庸之時不堪徴取事 右、附駄申送、」

(解、節度使解文)

(11)「兵士の番の設定」：27「応定兵士番状」(節度

使符)

(12)「軍殺の考第に關与」：28「擬軍殺并軍殺等定

考第及応徴差加兵士庸状」(節度使符)

- (13) 「軍毅の任用に関与等」：29 「申送公文肆卷式紙(修理古兵帳一卷 新造兵器帳一卷 調庸新用帳一卷 軍毅譜第帳一卷 擬軍毅□一紙 差介正六位上勲十二等巨勢朝臣首名□参状一紙)(解、節度使解文)
- (14) 「儲士の差点」：30 「進送兵器帳伍卷(修理旧兵帳一卷 新造^(兵カ)兵器帳一卷 調庸帳一卷 儲士歴名帳一卷 兵馬帳一卷) 右、件公文卷軸、附駄申送、(解、節度使解文)、31 「移節度使符壹道(差点儲士并国司郡司等応会集状)(石見国送到移式拾柒條 移部所収節度使関係史料)
- (15) 「造兵器別当に関する指示」：32 「造兵器別当国司目正八位下小野臣淑奈麻呂状(節度使符)、33 「别当国司目正八位下小野臣淑奈麻呂事 右、依九月一日口宣、件人注姓名附駄申送事、(解、節度使解文)
- (16) 「射田の管理」：34 「射田利稲数□□申送事(解、節度使解文)
- (17) 「調庸の管理」：35 「応造幕料布充価調更絹状」、36 「擬軍毅并軍毅等定考第及応徴差加兵士庸状」、37 「応造綿甲料布応酬調狭繩并応用綿状」、38 「応免今点兵士庸事等参条状(以上は節度使符)、39 「申送公文肆卷式紙(修理古兵帳一卷 新造兵器帳一卷 調庸新用帳一卷 軍毅譜第帳一卷 擬軍毅□一紙 差介正六位上勲十二等巨勢朝臣首名□参状一紙)」、40 「進送兵器帳伍卷(修理旧兵帳一卷 新造^(兵カ)兵器帳一卷 調庸帳一卷 儲士歴名帳一卷 兵馬帳一卷) 右、件公文卷軸、附駄申送、」41 「請今点兵士応取府并遭水旱之災過於輪備調庸之時不堪徵取事 右、附駄申送、(以上は解、節度使解文)
- (18) 「備辺式の下付」：42 「備辺式式卷状(節度使符)
- 「計会帳」から見える節度使の活動は律令軍団制の枠内のものであって、基本的に軍防令に対応するものである。まず(1)の「弩」については軍防令9「赴教習条」で「弩手の教習」、同10「軍閉条」で「凡ソ軍団ハ、一隊毎ニ、強ク壯ンナラム者二人ヲ定メテ、分チテ弩手ニ充テヨ」とあり、同11「衛士上下条」で、下口(非番の日)に「及発^レ弩抛^レ石」(及ビ弩発チ、石抛セシメヨ)とある。「計会帳」節度使符では「造弩生大石村主大國」なる者の存在や弩の材料の準備など「弩」の製造と「要地の六カ所」に弩を置いたことが分かる。
- 弩は『日本書紀』推古二十六(六一八)年八月癸酉条に

よれば、高句麗が隋の煬帝の軍三十万を破り、捕虜二人と鼓吹抛石とともに貢いだもので、隋の捕獲品としてもたらされた大陸系の武器であった。

近江昌司氏によれば、弩は律令軍団制の成立とともに本格的に行われ、律令国家の組織と統制によって弩の威力を示すことが可能になったとされ、軍防令44「私家鼓鉦条」は、鼓鉦などとともに私家に置くことを禁じ、律令軍団制の代表的な武器であった。

(2)の「幕」は軍防令7「備戎具条」に「凡兵士。毎_レ火。紺布幕一口。着_レ裏」とあり、火(兵士十人)ごとに紺の布の幕一口、裏を着けて兵士自ら備える戎具の筆頭に置かれている。「計会帳」の「応造幕料布充価調短絹状」は、史料(3)の天平四(七三二)年八月壬辰条にいうところの天幕の補充を節度使が勵行していたことを示す。

幕は大蔵式の造帳幕幔用度条で規定されおり、明治以降の近代史に出てくる「帷幄上奏」や武家政権の幕府・幕営の用語の基となった。幕は軍団の必須戎具であり、「要地六処儲置弩并応置幕料布状」で弩とともに要地六カ所に置かれたことが分かる。

(3)は「綿甲」の製造に関する符である。軍防令45「在庫器仗条」に「凡_レ在庫器仗。有_レ不_レ任者。当_レ处长官。

天平四年節度使再考(小田切)

験_レ実具状申_レ官。随_レ状処分除毀。其_レ鑽。刃。袍。幡。弦麻之類」とあり、「袍」は甲の下に着用する一種の綿入れで綿袍、布袍がある(『令集解』古記)。同条は使用不能となった在庫器仗の処分に関する規定で、この条から「袍」＝甲の下の綿入れ＝軍団では日常的に頻繁に使われていたことが分かる。「袍」から発展したとみられる「綿甲」の製作が確認できるのは「計会帳」の9「応造綿甲料布充価調短絹并応用綿状」からで、「綿甲」を造る布と調の狭絶と綿を挙げている。

(4)の「箭」は長さや太さをそろえて造った矢のこととで「弓箭」の表記で軍防令9「赴教習条」の後段に「不_レ須_レ科_レ其_レ弓箭」とあり、軍防令7「備戎具条」にも人毎に兵士の具備すべきものとして「征箭五十隻」が挙げられている。「礪」も同条で人毎に具備すべきものとして「礪石一枚」が記されている。10の「応運篋并礪状」も軍団の必需品である箭と礪を運ぶとする符であろう。

(5)の「鉦」は軍防令44「私家鼓鉦条」に「凡私家。不_レ得_レ有_レ鼓鉦。弩。牟。稍。具装。大角。少角。及軍幡」とあり、『令義解』に「謂。鼓者。皮鼓也。鉦者。金鼓也。所_レ以_レ静_レ喧也」とある。『統紀』養老五(七二二)年十二月辛丑条に「地震。太政官奏。授刀寮及五衛府。別

設ニ鉦鼓各一面。更作ニ將軍之号令。以為ニ兵士之耳目。節ニ進退動靜。奏可之」とあつて、軍を統制の下におき、進退動靜の号令を下す指揮のための道具と思われる。私家にあることは禁じられ、「計会帳」では節度使符で山陰道四国に送った11と12の二通がある。

この「鉦」に関する節度使符二通から節度使の統帥の有無まで広げる解釈が諸先学の中にある。すなわち11と12の發送は天平六（七三四）年四月十二日付で、到着は五月二十二日であるが、天平四年節度使の停止は「統紀」天平六（七三四）年四月壬子（二十一日）条で、四月二十一日までには停止となっていた。「鉦」が出雲国に到着する五月二十二日より前に天平四年節度使は停止されている。節度使の統帥が予定されていたなら「鉦」の到着後にこれを使用した訓練が本格化すべきであろう。このことから天平四年節度使は「鉦」を使った訓練、そしてそれが結実した実戦における統帥の主体ではなかったとするものである。

『統紀』の天平四年節度使の停止記事は「於是令_レ国司主典已上掌_レ知其事」（天平六（七三四）年四月壬子条）とあり、天平四年節度使の任務を掌握し管轄したのは国司主典以上であり、四等官の最下位に位置する主典までもが節度使の任務を引き継いでおり、その任務に兵力の統帥と

いう高度な軍事指揮権まで含まれていたとは考えにくい。むしろ天平四年節度使の任務は書記・記録等を司る最下位の主典にまで掌握・管轄できるような通常の・事務的なものであり、「鉦」の下付をもつて節度使の統帥まで考えることは無理があろう。

「計会帳」にみえる「鉦」は軍防令44「私家鼓鉦条」にある軍団で通常使用していた「鼓鉦」であつて、天平四年節度使の時点で最初に導入された新しい指揮具とは考えにくい。「鉦」が節度使にとつて特別なものでなく、軍団の通常の具であつたからこそ、出雲国に到着前に節度使が停止となつても問題は起こらなかったであろう。

(6)の「兵器の修理等」の14と15は「解、節度使解文」にある。軍防令42「從軍甲仗条」にいう「其国郡器仗。毎_レ年録_レ帳。附_レ朝集使。申_レ兵部_ニに基づいて「修理古兵帳」と「新造兵器帳」を14と15の二回にわたつて發送したものであろう。また同13「軍団大殺条」は軍団職員の使用に関する規定であり、同14「兵士以上条」は「凡兵士以上。皆造_レ歴名簿二通」と兵士の歴名簿の作成を規定している。両条によつて「計会帳」の14に「軍殺譜第帳一卷」「擬軍殺□一紙」があり、15には「儲士歴名帳一卷」があると考えられる。

(7)の「烽の設置」(8)「烽の試験」について軍防令は、66「置烽条」から終条の76「放烽条」まで十一条にわたって任務、賊の侵入により烽を放つ際の規定、烽長、烽子から火炬の間隔・製法にいたるまで事細かに規定している。

「計会帳」によれば、天平五(七三三)年九月二十七日發送の「解、節度使解文」の19「出雲与神門式郡置烽三処申送事」で出雲郡と神門郡の二郡の三力所に烽が置かれたことが分かる。一方で出雲国と隱伎国間の海上を隔てた烽による連絡は天平六(七三四)年に計画され、まず二月六日に18「出雲国与隱伎国応置烽状」が發送され(三月十六日に18「出雲国に到着)、三月二十五日に17「置烽期日辰放烽試互告知隱伎相共試状」で日辰を期して烽を放って出雲国と隱伎国間で相告知できるかの試験の通知と、もう一通の16「出雲隱伎二国応置烽状」が四月六日に追加發送された(出雲国到着は四月十二日)。(7) (8)の「計会帳」の「烽」関係文書から、出雲国では「烽」の設置と運用が天平四年節度使任命から一年たった天平五(七三三)年に進められていたことが分かる。

(9)「兵士の試練」としては、22「熊谷団兵士紀打原直忍熊意宇団兵士叟部臣稲主步射馬槍試練定却還状」があ

天平四年節度使再考(小田切)

る。これは軍防令11「衛士上下条」に「即令於當府教習弓馬。用_レ刀弄_レ槍。及發_レ弩抛_レ石」とあり、熊谷団兵士の紀打原直忍熊、意宇団の兵士叟部臣稲主の二人も軍防令11に規定された衛士と同じように、節度使の鎮所で「步射馬槍試練」を受けたことを示す。さらに武技の専門家として、23「馬射博士少初位下城部惣智給伝馬發遣状」にみえる馬射博士城部惣智が教習に当たったとみられる。

「計会帳」にみえる天平四年節度使の活動の(10)「新兵の差点等」、(11)「兵士の番の設定」、(12)「軍毅の考第に関与」、(13)「軍毅の任用に関与等」、(17)「調庸の管理」のそれぞれは、本来軍団を統率する地方官としての国司に代わって、天平四年節度使が軍毅・兵士の統率に乗り出していることを明らかに示している。

軍防令の定めるところによれば、軍毅は13「軍団大毅条」で「凡軍団大毅小毅。通取_レ部内散位。勲位。及庶人武芸可_レ称者充」とあり、兵士は3「兵士簡点条」に「凡兵士簡点之次。皆令_レ比近团割」や4「簡閱戎具条」に「凡国司。毎_レ年孟冬。簡_レ閱戎具」とあつて国司が統率しているが、「計会帳」にみえる節度使符の24「擬軍毅并軍毅等定考第及応徴差加兵士庸状」、25「応免今点兵士庸事等参条状」や「解、節度使解文」の26「請今点兵士応収

庸并遭水旱之災過於輪備調庸之時不堪徵收事 右、附駅申送、」等一連の節度使符、「解、節度使解文」は軍數・兵士に關して節度使が指示を出したり、また指示を節度使に上申しているものであろう。

(10) ～ (13)、(17) 等から明らかになることは、天平四年節度使の活動は律令の範囲外にある「特命事項」ではなく、律令(軍防令)の徹底を国司に代わって行っていたことである。

さらに「計会帳」には「儲士」の「歴名帳」も15にみえる。儲士は健児の前段階のものか、健児と実体は同じで呼称のみ異なったものか不明である。軍防令14「兵士以上条」に「凡兵士以上。皆造歴名簿二通」とあって「計会帳」でも「歴名帳」とあることから、律令軍団制の枠組みのなかの兵士の新しい種別であることは間違いない。同条は続けて「仍注貧富上中下三等」と簡点百姓の貧富三段階を予定している。天平初期にはすでに百姓の階層化が進んでおり、儲士は下って「統紀」の宝亀十一(七八〇)年三月辛巳条の「仍点殷富百姓才堪弓馬者。每其当番。專習武芸」にでてくる「殷富百姓才堪弓馬者」を指すのではなからうか。

「儲士」は田租と雑徭の半減が決められた「統紀」天平

六(七三四)年四月甲寅条に「又免諸道健児儲士選士。田租并雜徭之半」とあり、「諸道」とされていることから、広範囲にわたって存在し、「計会帳」に掲載があることから公式の呼称であったと思われる。「儲士」に田租と雑徭半減の優遇をあたえることで軍団兵士制の強化を図ったもので、「計会帳」の15にみえる「儲士歴名帳一卷」は節度使がその牽引的役割を果たした証左であらう。

(15)の「造兵器別当」、(16)の「射田」もこれ以前の存在が不明確なものである。もともと「別当」は大寺の寺務統括の僧官で天平勝宝四(七五二)年に良弁が東大寺別当になったのが初めとされる。役所の長官名としては藏人所、檢非違使庁など平安時代に入ってからである。

出雲国は33の「別当国司目正八位下小野臣淑奈麻呂事 右、依九月一日口宣、件人注姓名附駅申送事、」(「解、節度使解文」天平五年九月二十七日發送)で国司目正八位下小野臣淑奈麻呂を「造兵器別当」としたい旨を解文で送り、節度使は32の「造兵器別当国司目正八位下小野臣淑奈麻呂状」(天平五年十月十一日發送、同十月二十日出雲国到着)でこれを許可したと考えられる。

「別当」は本来の意味は本官のある者が別の役所の長官を兼務することであり、「造兵器別当」は出雲国司目淑奈

麻呂が「兵器を造る職務を兼務する」との意味ではなからうか。淑奈麻呂は有能な官僚であつたらしく、「計会帳」の「解、弁官解文肆拾壹条」の中の天平五（七三三）年八月十九日「進上主当地子交易国司目正八位下小野臣淑奈麻呂事」としても登場、「計会帳」の継日裏書にも署名しており、「計会帳」の書記という立場で作成責任者でもあつたようである。天平四年節度使は出雲国の庶政に通じた淑奈麻呂に「造兵器別当」を兼務させ兵器の増産を図つたのではなからうか。

節度使の活動のうち、(16) は律令の規定にない田種である射田について「解、節度使解文」に34の「射田利稻数□□申送事」という文書がみえる。射田については橋本裕氏の優れた研究がある。

同氏によれば射田は射芸奨励のため、諸国軍団兵士のために置かれた「諸国射田」、大射調習のために置かれた「兵部射田」、諸衛府のために置かれた「諸衛射田」の三種に分類できる。「計会帳」にあるこの史料は射田の初見史料で、「射田利稻」の用語について、射田の收穫稲の一部が出挙されたものとされた。またそうした運用法は後の史料には検出されず、一時的な措置とされた¹⁹⁾。

前述のように「計会帳」には射芸関係の文書として、22

天平四年節度使再考（小田切）

「熊谷団兵士紀打原直忍熊意宇団兵士蝮部臣稲主歩射馬槍試練定却還状」、²³「馬射博士少初位下城部惣智給伝馬発遣状」があり、天平四年節度使が鎮所で軍団兵士の「歩射」試練を実施していたことが分かる。³⁴「射田利稻数□□申送事」は橋本氏の指摘のように、射芸試練のための財政的背景として射田收穫稲の一部が出挙され、その利息が射芸奨励の財源となつたと考えたい。節度使はここでも軍団兵士の強化に尽力しているのである。

以上の考察から天平四年節度使の性格が明らかになつた。その設置の契機は天平三（七三一）年八月、諸司主典以上の推薦をもつて発足した藤四子が主導する「天平三年八月政權」の律令体制、特に軍団兵士制の立て直しという国内対策であり、対新羅対策等、坂本氏等が指摘されたような「対外的関係」での特定目的をもつて任じられたのではなかつた。それは『統紀』の記事中、節度使任命の天平四（七三二）年八月十七日から諸道節度使の任務が既に終わった天平六（七三四）年四月二十一日までの期間中、節度使が絡んだ対外関係記事はまったくみえず、「諸道節度使事既訖」（『統紀』天平六（七三四）年四月壬子条）という停止記事が、唐・新羅・渤海等対外関係の出来事によるものではないことから明らかである。

天平四年節度使の任命はむしろ、山陰道節度使の多治比
 県守が山陽道鎮撫使から、西海道節度使の藤原宇合が畿内
 副惣管からそれぞれ引き続いて任ぜられていることから分
 かるように、天平三（七三一）年十一月の畿内大惣管・副
 惣管、諸道鎮撫使の任命と軌を一にする国内問題の解決に
 あつた。⁽¹⁾ 節度使の人選も前述のように山陰道の県守、西海
 道の宇合は節度使導入のきっかけとなつた第九次遣唐使の
 押使と副使であり、東海東山二道の節度使は藤四子中、最
 も政治的才覚の評価が高い二男房前であつた。

天平四年節度使は通常の国内の軍団兵士制の整備・建て
 直しを目的に、従来の国単位での国司の統率に対して、
 「道」という広域的枠内で参議を節度使に任ずることで、
 太政官が直接軍団兵士制の整備・充実に乗り出したもので
 あつて、決して新羅征討を目的としたものではなかつた。
 そして天平四年節度使による軍団兵士制の立て直しは、新
 羅・渤海・唐を前面に控えた山陰道と西海道、蝦夷に対す
 る前進基地たる東海東山道という軍事的に緊急性の高い各
 道に任ぜられたと考えるものである。

四 天平四年当時の日羅関係

(6) 饗_二金長孫等於朝堂_一。詔。来朝之期。許

以三年一度。宴訖。賜_二新羅王并使人等祿_一。各有_レ差。

〔統紀〕天平四（七三二）年五月壬戌条

(7) 遣新羅使從五位下角朝臣家主等還歸。

〔統紀〕天平四（七三二）年八月辛巳条

(8) 遣_二使于近江。丹波。播磨。備中等国。為_二遣

唐使_一。造_二船四艘_一。

〔統紀〕天平四（七三二）年九月甲辰条

(9) 始置_二造客館司_一。

〔統紀〕天平四（七三二）年十月癸酉条

(10) 遣_二使於京及畿内。問_二百姓所_レ疾苦_一。詔曰。

比日天地之災有_レ異_一。於常。思朕撫育之化。於_二汝百

姓_一。有_レ所_二闕失_一。歟。今故發_二遣使者_一。問_二其疾苦_一。

宜_レ知_二朕意_一。焉。諸道節度使事既訖。於_レ是令_二国司主

典已上掌_二知其事_一。

〔統紀〕天平六（七三四）年四月壬子条

(11) 許_二東海。東山。山陰道諸国_一。賣_二買牛

馬_一。出_二塚。又免_二諸道健兒儲士選士。田租并雜徭之半_一。

〔統紀〕天平六（七三四）年四月甲寅条

(6) (11) は『統紀』にみえる天平四年（七三二）

八月の天平四年節度使関係と外交関係の記事であり、(10)
 は天平四年節度使の停止記事である。

天平四年節度使を対新羅關係悪化との関連でとらえる一つの根拠となっているのが、前述したように『三国史記』新羅本紀第八、聖德王三十年（七三二）（天平三）年夏四月条の「日本国兵船三百艘、越海襲我東辺。王命將出兵、大破之」である。節度使任命の前年に当たるとの記事については日本の国家的意図として三百艘もの膨大な船団が派遣されたとする論者はなく、海賊の行為や山陰の土豪説、唐と緊張關係にある渤海の「日本国兵団装い説」などの推論は尽きないが、『統紀』をはじめその他の史料にこの重大事件の記述はなく、『三国史記』の記述のみをもって日羅關係の悪化の証拠とすることは困難である。

天平初期の日羅關係に緊張關係はなかったとみたい。すなわち天平四年節度使任命の三カ月前の『統紀』天平四（七三二）年五月庚申条によれば、新羅使金長孫らが種々の財物、鸚鵡一口、鳩鴿一口、蜀狗一口、獵狗一口、驢二頭、騾二頭を進上した後に「仍奏請來朝年期」と朝貢間隔について裁可をおおいでいる。これに対して（6）の同月壬戌条は「詔。來朝之期。許以三年一度」と許可し、その後には新羅使に地位に応じて禄を賜っている。村尾次郎氏は註（2）前掲論文の中で、史料（7）にみえる帰国した遣新羅使の角朝臣家主について、「年貢を三年に

改めたことといい、日本の使者に対する態度といい、ほとんど反逆にもひとしいと、彼は考えたことであろう」と述べられているが、日羅悪化の原因の一つとされる「三年一貢」は聖武天皇自ら新羅使に対して裁可したものであり、藤四子政権の施策の一つであった。従って村尾氏の言われるような対新羅敵視観や日羅關係の悪化の理由とはならないものである。むしろ（9）にみえるように、天平四年節度使設置後二カ月経過せずして、初の外国使節接待用の造客館司が置かれていたのである。

さらに天平五（七三三）年四月進発の第十次遣唐使の大使多治比広成には節刀が授けられた記事が『統紀』天平五（七三三）年閏三月癸巳条にあるのに、天平四年節度使には節が与えられた記事が認められないのである。これは天平四年節度使が外敵との実戦を想定したものではなかったと考えられる。

天平初期・天平四年節度使設置の期間中、新羅との緊張關係は生じておらず、従って村尾次郎氏のいう「山陰、西海を防衛正面として新羅の來寇に備え、一方陸奥出羽の蝦夷が国情の不安に乗じて反乱を起すことを警戒して東海、東山二道を固めた」との「新羅來寇防備」説⁽¹²⁾、瀧川政次郎氏が指摘されるような「攻撃的性格をもったもの」と

の説⁽¹³⁾、北啓太氏がいわれるような「戦争の準備から実戦までを一貫して行官」との説⁽¹⁴⁾には従えない。

日羅関係が悪化・緊張するのは天平四年節度使停止の翌天平七(七三五)年二月、「遣中納言正三位多治比真人鼎守於兵部曹司。問新羅使入朝之旨。而新羅国輒改本号曰王城国。因茲返却其使」(「統紀」天平七(七三五)年二月癸丑条)とあるように、新羅が「王城国」と名乗ったのを「無礼」として使者を追い返してからである。新羅の国名変更⁽¹⁵⁾対日対等姿勢を主張する背景には、唐と渤海の対立による唐・新羅の連携強化がある。それは前述した唐・開元二十(七三二)(天平四)年、唐・山東半島で展開された唐と渤海の戦争(以下「唐渤海戦争」)を通してなされたものである。

五 天平期の対外関係・軍事制度における「唐渤海戦争」の影響

渤海王・大武芸の山東半島出兵は、唐の冊封体制を根幹から揺るがす八世紀東アジア最大の事件であった。前述したように新羅は唐に従って渤海の南辺を攻撃している。

『三国史記』新羅本紀第八によれば、聖徳王三十四(七三五)(天平七)年正月、聖徳王は金義忠を唐に派遣し新年

を祝賀させ、二月、義忠が帰国する時勅命があつて新羅は溟江(大同江)以南の地を賜った。これは唐・新羅間の国境が唐によって確定し、文武王十(六七〇)(天智九)年以來の「統一新羅」と唐との戦争が正式に終結したことであり、新羅・日本・唐・渤海の東アジア国際関係に大きな影響を与えた。それは唐⁽¹⁶⁾新羅、日本⁽¹⁷⁾渤海の連携強化の状況が出現したことである。

新羅が日本に対して独立国の体面を維持し、朝貢を拒否するのは新羅の国力の充実如何ではなく、背後にある唐との結びつきの強弱による。例えば文武王十六(六七六)(天武五)年、対唐戦争の結果、唐が安東都護府を遼東故城に移したことで朝鮮半島から唐勢力が後退し、「統一新羅」として独立意識は大いに高まったが唐との関係はきわめて悪く、それ故に天武四(六七五)年の王子・忠元の遣使等、天武朝以降の新羅は朝貢して国政を奏請し調や進物を献じ日本の付庸国としての地位に甘んじていた。

ここに「唐渤海戦争」を契機として新羅は唐との緊密な連携を背景に対日対等関係を強力に主張するようになり、日羅関係は一気に悪化して緊張関係が生じてくるのである。

日本国内には、新羅征討論が澎湃として沸き起こってくるのである⁽¹⁸⁾が、それは天平四年節度使の停止以後のことであ

る。

天平四年節度使の任命記事に次いで出された(3)の勅をみると「勅。東海東山二道及山陰道等国兵器牛馬並不得_レ売_レ与他_レ処。一切禁断勿_レ令_レ出_レ界。其常進_レ公牧繫飼牛馬者。不_レ在_レ禁限。但西海道依_レ恒法」とあって、西海道は、東海東山二道、山陰道とは異なっている。しかも「又筑紫兵士課役並免。其白丁者免_レ調輸_レ庸」と兵士だけでなく白丁まで調を免除されている。

この西海道・筑紫兵士の特別扱いの理由はこの「唐渤海争」に備えたものと推測される。唐と渤海関係の情報は、(7)にみえる節度使任命直前に帰国した遣新羅使・角家主によってもたらされたと思われる。

『統紀』の翌天平五(七三三)年閏三月壬辰条に「勅。以_レ調布一万端。商布三万一千九百廿九端。充_下西海道造_上雜器仗_上之料」と大量の調布・商布を種々の兵器を造る費用を西海道に充てさせているのも、勃発した「唐渤海争」の波及に備えたものと理解できる。『統紀』の節度使の表記は、例えば「正三位藤原朝臣房前為_二東海東山二道節度使_一」、「従三位多治比真人景守為_二山陰道節度使_一」、「従三位藤原朝臣宇合為_二西海道節度使_一」のように「○○道節度使」とつなげて表記している。ところが、この天平五年

天平四年節度使再考(小田切)

閏三月壬辰条においては「充_下西海道造_上雜器仗_上之料」とあって「西海道節度使」とは記されていない。すなわち種々の兵器を造る費用としての大量の調布・商布は、西海道節度使ではなく西海道諸国に充てられたことが分かる。ここからも天平四年節度使自らが兵器を生産する任務を負った攻撃的な性格、戦争準備的な性格は認められない。天平四年節度使は防人等兵士を率いて実戦を準備・指揮するものではなかった。それ故に調布一万端、商布三万一千九百廿九端という兵器製造の費用は西海道節度使ではなく、西海道諸国に与えられたのである。

唐と渤海の戦争と国交断絶は長く続かず開元二十四(七三六)(天平八年)年初めには渤海が謝罪して唐への朝貢を再開した。唐と渤海の緊張関係解消とともに筑紫防人も天平九(七三七)年九月に停止されて防人は本郷に帰り、渤海では大武芸の後を継いだ大欽茂が親唐外交を強力に展開していくのである。

六 天平四年節度使と天平宝字五年節度使

節度使は天平四年からくだって天平宝字五(七六一)年十一月、仲麻呂政権下で再度任命されている。(12)は『統紀』の任命記事である。

(12) 以從四位下藤原惠美朝臣朝狩為三東海道節度使。正五位下百濟朝臣足人。從五位上田中朝臣多太麻呂為レ副。判官四人。録事四人。其所レ管遠江。駿河。伊豆。甲斐。相模。安房。上総。下総。常陸。上野。武蔵。下野等十二国。檢_レ定船一百五十二隻。兵士一万五千七百人。子弟七十八人。水手七千五百廿八人。數内二千四百人肥前国。二百人对馬嶋。從三位百濟王敬福為_レ南海道使。從五位上藤原朝臣田麻呂。從五位下小野朝臣石根為_レ副。判官四人。録事四人。紀伊。阿波。讃岐。伊予。土左。播磨。美作。備前。備中。備後。安芸。周防等十二国。檢_レ定船一百廿一隻。兵士一万二千五百人。子弟六十二人。水手四千九百廿八人。正四位下吉備朝臣真備為_レ西海道使。從五位上多治比真人土作。佐伯宿祢美濃麻呂為_レ副。判官四人。録事四人。筑前。筑後。肥後。豊前。豊後。日向。大隅。薩摩等八国。檢_レ定船一百廿一隻。兵士一万二千五百人。子弟六十二人。水手四千九百廿八人。皆免三年田租。悉赴_レ弓馬。兼調_レ習五行之陳。其所_レ遣兵士者。便役造_レ兵器。

〔統紀〕天平宝字五(七六一)年十一月丁酉条)

既に新羅征討計画は、「令_レ大宰府造行軍式。以_レ將_レ伐新

羅也」〔統紀〕天平宝字三(七五九)年六月壬子条)、「造船五百艘。北陸道諸国八十九艘。山陰道諸国一百卅五艘。山陽道諸国一百六十一艘。南海道諸国一百五艘。並逐_レ閑月營造。三年之内成_レ功。為_レ征_レ新羅也」〔統紀〕天平宝字三(七五九)年九月壬午条)と準備が着々と進められており、天平宝字五年節度使の任命時は約四万人の兵士が東海・南海・西海三道に割り当てられた。仲麻呂の新羅征討計画は乾政官(太政官)から軍団一兵士を通じてなされており、その意味では天平四年節度使当時の施策を基礎とするものであった。しかし天平宝字五年節度使は「新羅征討」を目的とすることから、天平四年節度使とその組織も人員配置もいちじるしく異なるものであった。

天平四年節度使では「道別判官四人。主典四人。醫師一人。陰陽師一人。」〔統紀〕天平四(七三二)年八月丁亥条)とあつて「主典四人」であるのに対し、(12)の天平宝字五年節度使の任命記事では「判官四人。録事四人」と「主典」が「録事」に変わっている。「録事」は軍防令24「將帥出征条」にみえる。同条は征討使の編成に関する規定で、「凡將帥出征。兵滿_レ一万人以上。將軍一人。副將軍二人。軍監二人。軍曹四人。録事四人。五千人以上。減_レ副將軍々監各一人。録事二人。三千人以上。減_レ軍曹二

人。各為二軍。每レ惣三軍。大將軍一人」とあり、同条の「令義解」に「録事」は「謂。軍曹者。大主典也。録事者。少主典也」とあって、征討使の主典である。すなわち天平宝字五年節度使は征討のために任じられた。これに対し天平四年節度使は「判官四人、主典四人」であり、天平四年節度使が征討目的ではないことはここでも明らかになったのである。

天平宝字五年節度使には東海道、南海道、西海道とも「副」二人が加わっている。これも軍防令24「將帥出征条」の「凡將帥出征。兵滿二万人以上。將軍一人。副將軍二人。軍監二人。軍曹四人。録事四人」の「副將軍二人」に対応したものと考えられる。兵士等は三年間の田租を免除し、悉く弓馬の訓練をさせ、残った兵士は兵器製造に使役、とあるから、天平宝字五年節度使の任務は討征の準備から出征時の統率まで一貫して行うものであった。

おわりに

六世紀末葉から七世紀の東アジアに建国された隋・唐という統一国家のイデオロギーは、周知のように華夷思想、王化思想によって蕃国を冊封する東アジア世界秩序によって成り立っている。「天下」の中心に中国の王朝があり、

その支配する「華」の地域の周辺に「蕃」「夷」といわれる王朝の支配秩序に入らない地域がある。やがては王の徳を慕い、礼を受け入れて「華」に組み込まれることが冊封国となることである。

東アジアで中国と同様の「天下」概念を持っていたのが日本であった。

(13) 「古記云。御宇日本天皇詔旨。對隣国及蕃国。而詔之辭。問。隣国与蕃国。何其別。答。隣国者大唐。蕃国者新羅也」

〔公式令1「詔書式条」〕「明神御宇日本天皇詔旨」の「令集解」古記

(14) 天子。祭祀所レ称。

天皇。詔書所レ称。

皇帝。華夷所レ称。

陛下。上表所レ称。太上天皇。讓位帝所レ称。乘輿。服

御所レ称。車駕。行幸所レ称。

〔儀制令1「天子条」〕

八世紀初頭、日本は唐の律令を継受しながら律令国家としての形態を整え、東アジアの国際秩序に対応した。(13)の古記は明らかに隣国である「大唐」と蕃国である「新羅」を峻別している。

(14) は儀制令「天子条」に規定されている天皇の七つの称号である。唐の開元七年令、開元二十五年令では「皇帝・天子。(夷夏通称之)」とあり、わが養老儀制令も「皇帝・華夷所稱」である。『令集解』は「謂。華。々夏也。夷。々狄也。言王者。詔誥於華夷。稱皇帝。即華夷之所稱。亦依此也。釈云。華。々夏也。夷。々狄也。謂宣告華夷。通因此号耳。表者誥耳。華。謂華夏也。夷。謂夷狄也。跡云。皇帝。謂華夷若有可注御名之事者。用此名」とある。「華夏」と「夷狄」に詔誥する場合は「皇帝」を使い、もしも「華夏」または「夷狄」が天皇を称する場合にも「皇帝」を使うと解せられる。唐も日本も「夷夏」に対しては同じ「皇帝」の称号を使っている。

これは律令制定の意図が、唐の「中華思想」を認めた上で、これを借用して東アジアにもう一つの「小中華」を設定したことを意味する。蝦夷・隼人ら「夷狄」に対して天皇が詔誥する場合は「皇帝」を称し、蝦夷・隼人らの「夷狄」も天皇を指して「皇帝」と称していた。「皇帝」は唐、日本ともに「華夷思想」に基づく称号であった。

八世紀の東アジアの国内外の国権の発動としての戦争はこうした「蕃」や「夷」を制して「華夷思想」のもとで国

内外秩序の成立・維持を主要因として勃発した。すなわち日唐ともに律令制下の軍事制度は、基本的には「蕃国」と「夷」を律令国家の枠組の内に留め置くための物理的強制装置であったと考えられる。

天平期の節度使等一連の施策を実施したのは天平三(七三一)年八月に発足した藤四子が領導する新政権であり、天平宝字期のそれは、南家の仲麻呂政権であつて、天平宝字期の軍事制度と対外関係は、実質的な律令制定者である不比等の子や孫によつて担われていた。

天平七(七三五)年二月、国名を「王城国」と改めたことを告げた新羅使を追い返して以降、天平宝字期にかけての日羅関係は、朝貢関係を離脱して日本に対して対等関係を求める新羅と、朝貢関係を継続させ「蕃国」の位置に留めておこうとする日本とのせめぎあいであつた。

天平宝字八(七六四)年九月の恵美押勝の乱で仲麻呂が死去し、同年十一月の西海道節度使廃止をもつて新羅征討計画は完全に消滅した。新羅を「蕃国」の位置に押し留めるところの対新羅外交は事実上、新羅征討計画の消滅で終焉したのである。八世紀末の桓武朝に至つて延暦十一(七九二)年、陸奥・出羽・大宰府管内を除いて軍団兵士は廃止となり、同十八(七九九)年には遣新羅使が停止され

る。軍団兵士制は「蕃国」の位置に留めようとする日本の対新羅外交の終焉と時期を同じくして停止されたのであった。

本稿では律令国家の根幹をなす軍事制度のうち、天平四年節度使を藤四子政権の政治過程のなかでとらえ、天平宝字五年節度使との比較をも加えて検討した。その中で指摘できることは、節度使は呼称や導入された経緯などでは唐と共通しているものの、制度の実態は日本独自の必要性によるものであって、およそ唐とは異なり、天平四年節度使は国内的契機による律令軍団制の建て直しを、天平宝字五年節度使は対外的契機による新羅征討を目的としたものであった。

奈良朝軍事制度の根幹は一般農民から兵士を徴する軍団兵士制であり、農民を取り巻く税制、民政全般、生産関係、自然災害など非軍事的要因に左右されやすく、ついに唐や西洋のような傭兵、職業的兵士は現れなかった。軍団兵士制の弛緩や弱体化は奈良朝国家の根幹にかかわるものであり、天平四年節度使も軍事的側面における律令体制の立て直しという国内的な観点から問い直す必要があるのである。

註

(1) 坂本太郎「正倉院文書出雲国計会帳に見えた節度使と四度使」(同氏「日本古代史の基礎的研究(下)」、一九六四年、原載寧楽一五、一九三二年)。

(2) 天平四年節度使についての先行研究は、村尾次郎「出雲国風土記の勘造と節度使」(『律令財政史の研究』吉川弘文館、一九六一年。初出は一九五三年)、奥田尚「天平初期における日羅関係について」(時野谷勝教授退官記念事業会編『日本史論集』清文堂、一九七五年)、瀧川政次郎「山陰道節度使―日本海沿岸の国防―」(『国学院大学紀要』一五、一九七七年)、友寄隆史「節度使設置について」(『立正史学』四五、一九七九年)、北啓太「天平四年の節度使」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』上、吉川弘文館、一九八四年)、鈴木靖民「日本律令制の成立・展開と対外関係」(『古代対外関係史の研究』吉川弘文館、一九八五年)、大原良通「唐の節度使と日本の遣唐使」(『史泉』七七、一九九三年)、原田論「天平の節度使について」(『続日本紀研究』三二二、一九九九年)などが挙げられる。

(3) 『旧唐書』渤海靺鞨伝によれば、開元二十(七三三)(天平四)年、渤海王・大武芸は張文休將軍に命令し海賊を率いて唐・登州刺史韋俊を攻撃させた。玄宗は武芸の弟・門芸に渤海軍を討てと命令、さらに在唐の新羅王子金思蘭を新羅に帰国させて新羅に渤海南境を攻撃させた。しかし渤

海は周囲を山にかこまれ、寒さが厳しく雪が一丈以上も積もっていたため、新羅軍は半数以上の兵士が死に、なんの成果もあげられずに兵を引き揚げた。『旧唐書』新羅伝ではこの箇所を開元二十一（七三三）（天平五）年とし、『三国史記』新羅本紀第八でも聖德王三十二（七三三）（天平五年七月）と記す。

- (4) 奥田尚氏は新羅使の帰国後に「始置造客館司。」（『統紀』天平四（七三二）年十月癸酉条）とあるように、外国使節用の設備の造営が開始されていることなどから、天平四（七三二）年の対新羅関係は悪化していない証拠であり、節度使任命の契機を「停諸国防人」（『統紀』天平二（七三〇）年九月己卯条）に求め「節度使が辺境防備の姿をとることは日羅関係の悪化からでなく、防人制の変化から考えるべきである」と指摘されている。奥田氏によれば、新羅侵略については別に「行軍式」があることにも明らかのように、節度使自体が討征軍ではなく、節度使と新羅は直接に関係するものではないとされた（奥田註（2）前掲論文）。平川南氏もこの時の節度使について「通常の国内の兵士制の整備にとどまっているようである」とされている（『鎮守府論Ⅰ陸奥鎮所について』（『東北歴史資料館研究紀要六、一九八〇年』）。

(5) 『統紀』天平三（七三二）年十一月癸酉条によれば、大惣管・副惣管、鎮撫使の職務は、徒党を組んで集団の勢いで老人・年少・貧しく賤しいものをおどして圧迫して奪い

取る者、政治の善し悪しを言い、人物の善悪を論評するもの、よこしまなことや冤罪を捜査し犯人を捕らえること、盗賊行為や妖言、衛府に属していないのに武器を身につけている類の者の処断、国内を巡って国司・郡司らの治績の視察と善悪を知ったことの天皇への報告、杖一百以下の場合の判決と事後の天皇への報告などがある。惣管に兵馬差発権はあるが、鎮撫使にはない。

- (6) 原田註（2）前掲論文。
 (7) 近江昌司「本朝弩考」『国学院雑誌』八〇―一一、一九七九年。

(8) 原田註（2）前掲論文。

(9) 橋本裕「古代兵制と軍事訓練―胡口靖夫氏の論に接して―」（『統日本紀研究』二二三、一九八一年。のち『律令軍制の研究』吉川弘文館、一九八二年に所収）。

(10) 橋本註（9）前掲書。初出は「射田の制度的考察」（『史学雑誌』八九―二、一九八〇年）。

(11) 石母田正氏は畿内惣管・諸道鎮撫使体制について、管見と同様、史料（1）が伝える国内情勢に対応する体制とされている。さらには惣管職が京及び畿内諸国に兵馬差発権を与えられていることから司法・行政上の広汎な権限を含む軍事体制であったとされ、「この新しい軍事体制が対外関係の緊張を一つの契機としてふくんでいたであろうことは容易に推察し得るであろう」（石母田氏『日本の古代国家』（岩波書店、一九七一年）と対新羅関係を設置補

任の性格と目的とされているようである。

管見では大惣管に天武皇子の最年長者である新田部親王を任じ(親王は養老四(七二〇)年八月、不比等の死去翌日、知五衛及授刀舍人事にも任じられている)、天皇の最高軍事指揮権である兵馬差発権を明らかにし、それを付与して取り締まらねばならぬほどに史料(一)の詔でいうところの京畿内の治安が危機的狀況であったこと(たとえば、「擅発兵馬人衆者。当今不聽。而諸国仍作陸難。擅發人兵。殺害猪鹿」とあり、勝手に兵馬や人衆を徴発して猪や鹿を殺している実態が述べられている)、山陽道、南海道の鎮撫使は海上における海賊行為と、安芸・周防両国で、みだりに禍福の因果を説教し死者の靈魂をまつて祈祷する者を取り締まる目的であって、石母田氏が言われるような、新羅に対し畿内と西国の軍事体制を固めるものでないことは明らかである。主目的は史料(一)の対策であり、さらには長屋王の変後の治安等の国内対策であったと思われる。

(12) 村尾註(2)前掲論文。

(13) 瀧川註(2)前掲論文。

(14) 北註(2)前掲論文。

(15) 新羅・文武王十(六七〇)(唐・咸亨元)(天智九)年、鉗牟岑ら高句麗遺民の反乱の援助で新羅の「反唐戦争」が始まった。反乱は唐軍に鎮圧されたが、新羅は高句麗王族安勝を高句麗王に冊封した。さらに百濟故地に置かれた唐

の熊津都督府を壊滅させて百濟故地を領土としたため、唐は上元元(六七四)(文武王十四)(天武三)年、冊封していた文武王の官爵を剝奪して新羅に出兵した。したがって厳密に「唐・新羅戦争」というのは、この唐の官爵剝奪と出兵の時からである。戦争は新羅の攻勢のうちに推移し、新羅の謝罪で唐は翌上元二(六七五)(文武王十五)(天武四)年、開府儀同三司・上柱国・楽浪郡王・新羅王の官爵を復し新羅は再び冊封体制に戻った。「統一新羅」とは、武力をもって新羅が唐勢力を朝鮮半島から駆逐して成立したのではなく、唐が翌儀鳳元(六七六)(文武王十六)(天武五)年二月、安東都護府を平壤から遼東に遷した結果として成立したにすぎない。新羅は唐に対して武力行使と同時に謝罪の硬軟両策をとっており、天武四(六七五)年の王子・忠元の日本への遣使や貢調も、かかる対唐戦遂行という東アジアでの不安定な立場と独立保持のために、不平等な外交儀礼を選択せざるを得なかったのではなからうか。

(16) 二年後の天平九(七三七)年二月にいたっては、帰朝した遣新羅使が「礼儀を無視し使節の命令を受け付けなかった」と奏上している。五位以上、六位以下の官人四十五人の意見を陳述させるに「或言。遣使問其由。或言。發兵加征伐」(「統紀」天平九(七三七)年二月丙寅条)と上表文のなかに「兵を發して征伐を実施すべきである」の意見も出され、四月には使者を伊勢神宮、大神神社、筑紫の

住吉神社、八幡神社、香椎宮に遣わせて幣帛を奉り、新羅が無礼であるさまを報告させている。天平九（七三七）年二月段階で新羅に対しては「再度使者を派遣して理由を問うべきである」と「征伐を実施すべきである」の二論があった。

- (17) 「明神御宇日本天皇詔旨」の表記は既に孝徳天皇の時の『日本書紀』大化元（六四五）年七月丙子条で二度使われている。高句麗、百濟、新羅が調を奉ったのに対して、巨勢徳太臣が高句麗と百濟の使節に詔として伝えたものである。先に大宝令において唐を「隣国」、新羅を「蕃国」とする令の基本理念が定まり、そのための詔書式「明神御宇日本天皇詔旨」が確定してから『日本書紀』の記述に転用したとみられる。

- (18) 仁井田陞『唐令拾遺補―附唐日両令対照一覧―』（東京大学出版会、一九九七年）。

- (19) 隋滅亡の大きな要因となった煬帝の高句麗遠征は、軍備を整え突厥と連携して隋を中心とする冊封体制秩序を乱すことに対するものであった。唐代に入つての遠征は対唐主戦論にたつ泉蓋蘇文の登場によって、太宗にとって大きな課題となった。

「・・・」は筆者、双行部分は「」の中に表記した。